

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

令和二年六月四日
参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 事故等により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、一般送配電事業者が速やかに支障を除去するため
に講ずべき対策について、予め検証を行うとともに、関係省庁間又は関係省庁と地方公共団体の間の調整
等、国の役割を明確にしつつ必要な支援を行うこと。

二 一般送配電事業者が共同して作成する災害時連携計画については、公衆安全並びに作業現場における労
働安全衛生の確保を大前提とした上で、真に災害復旧の迅速化・円滑化に資するものとなるよう現場の実
態や関係者の意見等を踏まえながら検討を進めること。その際、今後の災害復旧の経験から得られる改善
点等について、速やかに情報共有が行われ、災害対応力の全国一律の向上が図られるよう指導すること。
また、同計画で定める電気工作物の仕様の共通化の検討に当たっては、作業の安全確保を大前提とし、
現場の混乱や作業効率の低下等に繋がることのないよう配慮すること。

三 災害時等における地方公共団体等への一般送配電事業者等の電力データの提供に当たっては、災害復旧
の現場の混乱や作業効率の低下等に繋がることのないよう、予めデータ提供の様式や手順等を定めるとと
もに、地方公共団体の要望集約等、国の役割を明確にしつつ必要な支援を行うこと。

四 平時における電力データの提供に当たっては、節電やエネルギー需給の効率化のための需給管理等を推
進する観点も含めて、その活用を進めるとともに、個人情報の方全な保護及び事業者間の公正競争の確保
に配慮しつつ、新たな事業展開に繋がるよう取り組むこと。

五 電力広域的運営推進機関による広域系統整備計画の策定等については、電力システム改革が進展する中
で、レジリエンスの強化や再生可能エネルギーの大量導入を促しつつ国民負担を抑制する観点から、一般
送配電事業者による送配電網設備の整備が効果的に行われるよう、検討を行うこと。

六 送配電網の強靱化とコスト効率化を両立するための新たな託送料金制度の詳細な検討に際しては、電力の安定供給の継続的な確保とこれを支える人材の確保・育成等に支障が生じないように、現場の実態や地域特性など関係者の意見等を踏まえながら検討すること。

七 地域においてエネルギーの地産地消や災害に強い電気供給体制の確立等に資する分散型電力システムの円滑な導入が図られるよう、社会的コストの増大を招かないことを基本とした上で、地域の意向を十分踏まえつつ、配電事業者及びアグリゲーターによる事業参入の円滑化に向けた環境整備を図ること。

その際、アグリゲーターに対しては、災害発生時のリスク対応など電力の安定供給確保やサイバーセキュリティ確保に万全を期すよう、適切な指導監督に努めること。また、配電事業者の許可を行う際には、事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進に資するよう適切に審査するとともに、事業の休廃止により電気の使用者の利益が損なわれることのないよう必要な措置を講ずること。

八 FIP制度の導入に当たっては、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立、主力電源化に向けた電力市場への統合という制度改正の趣旨が堅持されるよう、対象となる電源、規模、プレミアムに係る参照価格の見直し期間等について定めるとともに、制度導入後も不断の検証を行い必要な措置を講ずること。

九 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組が国民の理解と協力の下により健全かつ効果的に進められるよう、未稼働案件対策、設備廃棄対策、地域の理解を得られにくい開発案件対策、長期安定発電を可能とするような産業育成について、関係省庁の密接な連携により進めること。

十 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い発生する、電気事業者が現に締結する特定契約の変更その他の事務処理及びそれらに要する費用について、当該電気事業者の負担が軽減されるよう配慮すること。

右決議する。